9　原子力規制委員会は、第六項第一号の原子力規制委員会規則で定める基準の変更があつた場合その他の場合において発電用原子炉施設の劣化を適確に管理するため改めて劣化評価を実施させる必要があると認めるとき、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置が同項第二号に規定する基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、発電用原子炉施設が同項第三号の原子力規制委員会規則で定める基準に適合せず、若しくは適合しなくなるおそれがあると認めるとき、又は発電用原子炉設置者が前項の規定に違反していると認めるときは、発電用原子炉設置者に対し、劣化評価の実施、長期施設管理計画の変更その他発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を命ずることができる。

第六十一条の二の二第一項第三号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ　第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の認可を受けた長期施設管理計画

第六十八条第二項中「第四十三条の三の三十二第二項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項及び第四項」に改める。

第七十一条第五項中「又は第六十四条第三項」を「、第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項又は第六十四条第三項」に、「場合に」を「場合（以下この項において「処分をする場合」という。）に」に、「第一項各号」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　発電用原子炉に係る処分をする場合　経済産業大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び経済産業大臣）

二　船舶に設置する原子炉に係る処分をする場合　国土交通大臣（試験研究の用に供する原子炉に係る場合にあつては、文部科学大臣及び国土交通大臣）

三　試験研究の用に供する原子炉に係る処分をする場合（前二号に該当するものを除く。）　文部科学大臣

第七十五条第一項第三号中「第四十三条の三の三十二第四項」を「第四十三条の三の三十二第一項、第三項若しくは第四項」に改める。

第七十七条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第七十八条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第十三号の五までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第十三号の六中「者」を「とき。」に改め、同号を同条第十三号の八とし、同条第十三号の五の次に次の二号を加える。

十三の六　第四十三条の三の三十二第一項又は第三項の規定による認可を受けなければならない場合において、これらの認可を受けないで発電用原子炉を運転したとき。

十三の七　第四十三条の三の三十二第九項の規定による命令に違反したとき。

第七十八条第十四号から第二十五号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十五号の二中「の規定」を「（第六十四条の三第八項において準用する場合を含む。）の規定」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二十六号中「者（」を「とき（」に、「規定する者を除く。）」を「該当する場合を除く。）。」に改め、同条第二十六号の二中「した者」を「したとき。」に改め、同条第二十七号から第二十八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第二十九号及び第三十号中「した者」を「したとき。」に改め、同条第三十一号及び第三十二号中「者」を「とき。」に改める。

第七十八条の四中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改める。

第七十九条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条各号中「者」を「とき。」に改める。

第八十条中「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改め、同条第一号から第八号までの規定中「者」を「とき。」に改め、同条第九号から第十一号までの規定中「した者」を「したとき。」に改め、同条第十二号中「者」を「とき。」に改める。

第八十一条第二号中「第十三号の四」の下に「、第十三号の六、第十三号の七」を加える。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の一部改正）

**第三条**　原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律

目次中「第三条」を「第四条」に、「拠出金」を「再処理等拠出金」に、「第四条―第八条」を「第三章　廃炉第一節　廃炉拠出金の納付及び廃炉に係る費用の支払（第十一条―第十六条・第十七条）第二節　使用済燃料再処理機構」に、「第三章　使用済燃料再処理機構」を「第四章　使用済燃料再処理機構」に、「第九条」を「第十条」に、「第三章　使用済燃料再処理機構」を「第四章　使用済燃料再処理機構」に、「第十条―第十四条」を「第十八条―第二十二条」に、「第十五条―第十九条」を「第二十三条―第二十七条」に、「第二十条―第二十八条」を「第二十八条―第三十六条」に、「第二十九条―第四十条」を「第三十七条―第四十八条」に、「第四十一条―第四十六条」を「第四十九条―第五十六条」に、「第四十七条―第五十三条」を「第五十七条―第六十四条」に、「第五十四条・第五十五条」を「第六十五条・第六十六条」に、「第五十六条―第五十八条」を「第六十七条―第六十九条」に、「第四章」を「第五章」に、「第五十九条―第六十二条」を「第六十九条―第七十二条」に、「第六十三条」を「第七十四条」に、「第五章」を「第六章」に、「第六十二条―第六十八条」を「第七十四条―第八十条」に改める。

第一条中「実施」の下に「及び円滑かつ着実な廃炉の推進」を加える。

第二条第一項中「第五項において」を「以下」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　この法律において「廃炉」とは、発電用原子炉施設（原子炉等規制法第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設（原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により指定されたものを除く。）をいい、その設置されている建物及びその附属設備を含む。以下この項及び第十一条第四項において同じ。）に係る実用発電用原子炉の廃止に伴う当該発電用原子炉施設の解体、核燃料物質による汚染の除去、核燃料物質によって汚染された物の廃棄その他の措置をいう。

第二条に次の一項を加える。

8　この法律において「実用発電用原子炉設置者等」とは、実用発電用原子炉に係る原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉の運転を開始していない者を除く。）及び原子炉等規制法第四十三条の三の三十五第一項に規定する旧発電用原子炉設置者等（同項の規定により原子炉等規制法第四十三条の三の八第一項に規定する発電用原子炉設置者とみなされているものに限る。）をいう。

第六十八条第一号中「第七条第六項」を「第八条第六項（第十五条において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二号中「第五十二条」を「第六十三条」に改め、同条を第八十条とする。

第六十七条第二号中「第十三条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第三号中「第四十一条」を「第四十九条」に改め、同条第四号中「第五十四条」を「第六十五条」に改め、同条を第七十九条とする。

第六十六条中「第十二条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条を第七十八条とする。

第六十五条中「第六十三条」を「第七十五条」に改め、同条を第七十七条とする。

第六十四条各号中「第五十五条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同条を第七十六条とする。

第六十三条中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同条第一号中「第五条第一項」を「第六条第一項又は第十二条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「第四十六条第二項」を「第五十六条第二項」に、「者」を「とき。」に改め、同条第三号及び第四号中「第五十九条第一項」を「第七十条第一項」に、「者」を「とき。」に改め、同条を第七十五条とする。